

令和元年6月定例会 防災対策特別委員会(付託)

令和元年7月9日(火)

[委員会の概要]

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針(案)の概要

(資料1-1)

○「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針(案)(資料1-2)

美馬教育長

教育委員会に関する事項につきまして、1点、御報告申し上げます。

「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針(案)についてであります。

お手元の資料1-1の対応方針(案)の概要を御覧ください。まず、1の経緯についてでございますが、徳島県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方針として、平成30年12月に、徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針を国に先駆けて策定しました。県教育委員会では、県の対応方針を受けて、学校関係者、有識者からなる検討委員会を設置し、検討を重ねてまいりました。さらに、平成31年3月には、国のガイドライン、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインが策定され、この中におきましても、学校での防災対応について留意事項で示されたことを踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表時の学校における対応方針案を作成したところでございます。

2の策定の趣旨についてでございますが、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表され、巨大地震の発生が差し迫った状況下では、児童生徒の安全を最優先する必要があります。そこで、児童生徒の安全確保を図りつつ、学校教育活動をより持続可能なものとするため、基本的な対応方針を策定するものでございます。

3の内容についてでございますが、(1)にありますとおり、対象は、特別支援学校を含む、全ての県立学校であり、(2)の学校の対応といたしまして、まず、半割れケースの際に発表される、赤字部分の臨時情報巨大地震警戒発表時においては、高校及び中学校について、津波浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内又はその隣接地域の場合、対応Aの1週間程度の臨時休業といたします。これらは、海が近い海部高校や浸水想定区域内の鳴門高校、土砂災害警戒区域内の穴吹高校などが該当します。それ以外の地域については、児童生徒の安全確保を最優先に考え、対応Bの原則として、3日間の臨時休業といたします。これらは、内陸の平野部に位置する川島高校、吉野川高校、阿波高校などが該当します。また、特別支援学校については、すべて、対応Aといたします。

次に、一部割れケース、ゆっくりすべりケースの際に発表される、オレンジ色部分の臨時情報巨大地震注意発表時においては、対応Cの注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続することとしております。(3)の学校再開につきましては、対応Aの学校については、国から避難等の解除の呼び掛けを受けて再開いたします。対応Bの学校については、原則3日間の臨時休業の後、再開いたします。以上の内容等について、臨時情報が発表されてからの学校の防災対応を、対応A、対応B、対応Cごとに、タイムラインで具体的に示しております。4の今後のスケジュールにつきましては、7月22日の定例教委育委員会に付議したのち、周知を図ることとしております。なお、詳しくは、資料1-2の対応方針(案)を御参照いただければと存じます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

西沢委員長

以上で、報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

達田委員

今御説明がありましたので、この事からお尋ねをしたいと思います。

半割れケースというようなことが起きるとというのが非常に現実性がないような気もするんですけども、絶対には限りません。地震はいつ来るか分からないということで徳島県がいち早く対応方針を決められているということに敬意を表するものでございます。

一方で、先ほど一番長くて1週間程度の休業をするということなんですけれども、子供さんの家によったら、例えば家そのものが耐震ができていないとか、あるいは土砂崩れの危険があるとか、津波等で逆流してくるような河川のそばに住んでいるとか、そういうことも考えられると思うのですが、学校を休んでいる間の安全というのはどこが責任を持つのでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

委員が御指摘のところなんですけれども、今回教育委員会のほうで臨時情報が出されたときの学校ごとの対応方針ということで出されたと思いますが、県のほうでも県民宛てということで12月に先ほど説明があったように、臨時情報が出された場合の防災対応方針を定めております。これは1週間なり避難をするということであるんですけども、通常の災害時の避難とは少し違いまして、例えば東のほうで半割れが起きた場合は、緊急地震速報や大津波警報が出たりするので、まずは命を守る行動ということで対応していただき、臨時情報が少し落ち着いた後には、今後西のほうで大きい地震が起きるのではないかとというような警戒対応をとっていただくこととなります。その際に避難をするという考えもあるんですけども、例えば沿岸の津波が来るような地域に住んでる方は、後発で来る地震に備えて内陸にいる親戚の方々などの所で、自主的に社会生活をしながら1週間程度警戒をしていただくということになっております。

達田委員

つまり学校の生徒さんについても、危ないと思えるような場合には避難先として親戚などを自助努力で探しておきなさいということなんでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

そうです。生徒さんも各御家庭に戻るようになると思うんですけれども、過去には東のほうで地震が起きた場合には、たいてい西のほうでも大きな地震が起きる可能性が高いので、実際その1週間なりを家庭で親や家族と話し合っただけで警戒していただきたいと考えております。

達田委員

安全な場所に御親戚があるとか、知人があるとか、避難場所が確保できますという生徒さんはいいんですけれども、やはり避難場所が見つからないという場合も考えられるわけですね。そういう場合は公で避難場所を確保するという必要があるのではないかなと思うんですけど、その点についてはどうなんでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

まずは1週間は社会活動しながら親戚の家で過ごすということなんですけれども、やはりそういう環境が無い方もいらっしゃいます。そういう場合は各市町村で定めている避難所に避難していただくという考えがございます。これを今、臨時情報対応方針として県のほうで昨年12月に定めているところでして、これから市町村とブロック別の担当者会議を開いて、どういうふう実際にやっていくかということ市町村と協力しながら進めていきたいと思っております。

達田委員

過去の地震の歴史を見ましても、東のほうで大きな地震があっても来なかったという場合もあるし、1年後に来た場合、それから32時間後に来たとか。いろいろな幅がありますよね。ですから直後に被害が発生するというような場合もあり得るわけですから、対応をきちんとするというのには一番やらなければいけないことだと思うんです。なにも来なかったらそれは幸いだったということではいけないと思うんです。先ほどもおっしゃったように避難する所がどこもない、知人もいないというような方もいるでしょうし、また親戚があつたとしても家が耐震性が無いとかで、適当な場所が見つからないということもあると思うんです。今後、市町村と話し合っただけで安全な避難場所を確保できるようにしていくということだと思うんですけれども、具体的にいつまでにどうするというようなめどを教えてくださいたいと思います。

菊地とくしまゼロ作戦課長

臨時情報の防災対応方針につきましては、国では2020年度のしかるべき時期に本格運用をするというような方向性が決められておりまして、県といたしましては、それに間に合うように市町村と協議を進めていって、本格運用をできるような形に進めていきたいと思っております。

達田委員

避難所の整備等については市町村が、県が独自である場合もあるかも分かりませんが、問題点といいますのが、避難所の確保などで財政支援については方向性が示されていないと報道もされているんですけども、その点はどうなんでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

財政支援につきましては、5月31日の中央防災会議におきまして、市町村のほうで事前避難対象地域というところをこれから設定していただくのですけれども、そこに設定していただいた地域に係る方々が避難する場所については、国のほうで一定の財政支援をするというように決められました。

達田委員

市町村が整備をしようというときに、財政支援については心配ないということで考えてよろしいのでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

5月31日の中央防災会議では、国から方向性が示されたというところですので、これから市町村のほうで財政負担が生じないように国でどういった制度設計をしていくのかというところを注視していきたいと思います。

達田委員

今後、国に対して、自治体が費用の心配なく施設の整備ができるというような状況になるように働き掛けていただきたいと思います。また、備蓄というのも今までは三日間分ぐらい置いときなさいよといわれていましたけど、各御家庭あるいは避難所となったところで1週間程度の備蓄が必要ということになってくるので、これも大きな見直しが必要じゃないかと思うんですけども、今備蓄されている現状と、今後増やさなければいけないということが出てくるんじゃないかと思うんですけども、それはいかがでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、備蓄に関する御質問を頂きました。まずは一般的な臨時情報以外の南海トラフ地震における備蓄の方針としましては、まず一日目が住民の自助ということで持参いただくこととしております。二日目につきましては市町村の備蓄、三日目については県が10パーセント現物備蓄するという形で用意をしているところでございます。県の10パーセント現物備蓄については、既に完了しているところでございまして、各方面に分配する形で配備しているところです。今回の臨時情報に関する備蓄は、1週間ということで社会生活を継続した中での備蓄ということでございますので、まずは自助での御準備をとということで進めさせていただいているところでございます。

達田委員

各地域で今の現状の備蓄で、もしこういう事態が起きた場合、大丈夫ということなんでしょうか。それとももっとそろえなければいけない状況なのかということなんですけれども。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

これまで準備させていただいておりましたのは、あくまで一日目、二日目、三日目で、四日目からは国からの公益支援等々を期待した形で進めていたところでございます。

今回新たに1週間というような方針が出されたところであり、正にこれから自助として地元の皆様方に御準備していただくよう周知を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

いずれにしましても、県が南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針というのをを出しております。この方針については、住民の皆さんがきちんと把握し、この地域ではこういうようにするんだということで頭に入れておく必要があると思うんです。各地域の皆さんに知らせていくという活動はどうされていくのでしょうか。

菊地とくしまゼロ作戦課長

県民への周知というところですけど、12月に臨時情報の防災対応方針を策定した後、まずは市町村に周知をする必要があるということで、沿岸の10市町に個別に訪問いたしました。対応方針の説明をさせていただきました。その中で広報誌などを使ってそれぞれの団体の住民の方に周知をしていただくようお願いをしたところでもあります。

また、徳島県災害時相互応援連絡協議会という協議会を年に何回か開いております。これは、危機管理部の職員と市町村の危機管理担当課長とが意見交換する場でありまして、そこでも説明したところがございます。

先ほども申し上げましたとおり、この後県内を3ブロックに分け、ブロック別の検討会をしていき、事前避難の対象地域を市町村に定めていただくわけですが、その際に市町村でも住民の方々といろいろと意見交換しながら定めていく必要があると思いますので、そういうところも周知をしていただきたいと思います。県といたしましても、出前講座などの機会を通じて周知をしていきたいと思っております。

達田委員

こうした情報を皆さんが共有して、本当に自分の命は自分で守ろうというのを、是非ともしっかりと子供から高齢者に至るまで情報を共有できるという方向で取り組んでいただきたいと思います。対応方針を見てましたら、避難について、地震津波から安全な場所にある親類や知人宅に行きましようとか、避難期間が1週間程度ですよとか、食料も可能な限り自助を基本にしますよというようなことが書かれているんですけども、やっぱり行政として自治体がきちんとここが避難場所ですよと、どこにも行き場所がない方はここへ来てくださいという場所がどうしても要りますよね。避難がなかなか自力でできない方については自力でいてくださいというわけにいきませんので、地域の助け合いというのが必要だと思うんです。まず一つは避難場所ですけども、市町村が構えるというのはもちろ

ん必要でございますし、一番大事なところなんですけれども、県下37の県立高校の体育館が避難場所になっているということで、この避難場所というのが地域の皆さんが避難して大丈夫な体制になっているのかどうか。これが問われていると思うのです。避難場所に行つて体を壊したとかになったら困りますので、今現在、県立高校の避難場所として指定されている体育館がきちんとした対応ができるのかどうか、この点をお尋ねしたいと思います。

藤本施設整備課長

ただいま、達田委員より、県立学校の避難所に指定されている体育館において避難時の生活が快適にできるかという主旨の御質問を頂きました。一般質問で教育長が答弁いたしましたとおり、学校施設は児童生徒の学習生活の場であるとともに、災害時には、地域住民の方々の避難所としての役割を担っており、避難生活に際してはいかに健康を保ち快適にお過ごしいただくかが大変重要であると認識しております。さらに、避難生活における負担軽減を図るための障がい者や高齢者など要配慮者への対応として、空調設備が整っている既存の会議室や多目的ホールなどを有効活用することとしております。また、暑さ対策につきましては、例えば大型扇風機とかスポットクーラーなど。また寒さ対策では大型温風ヒーターなどの機器を活用するという事とともに、今年度、県立学校体育館快適避難所空調設置モデル事業といたしまして、避難所に指定されております県立学校の体育館の中から、県内で唯一スポーツ科学科を有しまして、福祉避難所に指定されております鳴門渦潮高校の体育館をモデル的に選定をいたしまして、平時には学校スポーツ活動の場として、災害時には避難者の健康対策としてシームレスな利用が可能な空調設備を整備するとともに、持続可能な施設管理の検証をするということで、今回補正予算でお願いをしているところでございます。

達田委員

鳴門渦潮高校と言いますとスポーツのエリートの方が集まっておられるとお聞きいたしました。非常に素晴らしい体育館ということを、私もお聞きしておりますが、そこに空調設備が整えられることは素晴らしいことなんですけれども、広域災害になった場合には避難所が福祉避難所だけではなく、どこが避難所になるか分からない状況だと思います。ですから、県立の施設が先に避難所として、こういうふうな姿になるのがふさわしいのですよということが示されるように設備を整えていただきたいと思います。それで、鳴門渦潮高校に導入されるのがいつなのか。そして、モデルとしてやられて、それを検証した後、いろんな所に広めていくというような計画を持っておられるのかをお尋ねいたします。

藤本施設整備課長

ただいま、モデル事業の今後の展開ということで御質問を頂きました。今年度、補正予算で計上させていただいておりますモデル事業につきましては、具体的には既存の体育施設の状況とか、周辺環境等の調査を行いまして、設置費用やランニングコスト、地理的要因などを比較検討いたしまして、災害に強い学校体育館の設置に最適な空調設備方式を検討したいと考えております。今後は、モデル校での設置状況や運用状況、これらの検証結果を市町村へ情報提供するとともに、技術的支援等にもつなげてまいりたいと考えており

ます。

達田委員

時期的には、どうなるのでしょうか。

藤本施設整備課長

スケジュールでございますが、まず今年度モデル事業といたしまして、設計費用を計上させていただきます。今年度設計いたしまして、来年度設置の予定ということでございます。

達田委員

2020年度に設置をしまして、その設置をした状況を検証して、各市町村にもお知らせをして空調設備を付けてくださいということになっていくかと思うのですけれども、県立高校の体育館が率先して空調設備を付けていくという計画があるのかどうか。その点はどうか。

藤本施設整備課長

ただいま、今後の展開ということで御質問を頂きました。今回のモデル事業は、繰り返すにはなるのですけれども、学校スポーツ活動拠点であり、災害時の指定避難所となっている県立学校をモデル事業としてやらせていただくということでございます。まずは、このモデル事業におきます設置状況でありますとか、運用状況、これらを検証いたしまして情報提供、技術支援を行ってまいりたいということでございます。

達田委員

検証なんですけれども、鳴門渦潮高校の場合は福祉避難所ということで唯一指定されているということなので、ここに導入しましょうと。これはいいんですけれども、検証と言いましても、近々ここを福祉避難所として使うような災害というのはあるかどうか分かりません。使うかも知れないし、使わないかも知れない。だから避難所としてどうなのかという検証はできないかも知れないわけで、生徒さんがスポーツの時にこういう空調設備があったらどうなのか。どういうふうに快適にスポーツができるのかという検証、それからお金がどれくらい架かるかという検証だと思うのです。ですから、福祉避難所として実際に使ったという検証ができなくても、その他のいろんな検証で他の学校にも取り付けていきたいと思いますことができるのかどうかをお尋ねします。

藤本施設整備課長

ただいま、検証の観点について御質問を頂きました。学校体育館ということで、規模も大きいということで設置費用、それからランニングコストはかなり大きいものになると考えております。それから委員が御指摘のいわゆる運用状況も実際に検証いたしまして、それらを基に今後詳細も情報提供等をしてまいりたいと考えております。

達田委員

今後、勉強やスポーツを楽しんでいる全ての子供がいる所に空調設備を付けていくというのは大事なことだと思います。特に避難所としての機能も果たさなければいけない時があるわけですから、避難所に行って、たった一晩だったけれど具合が悪くなったでは困ります。どんな災害で避難所を利用するか分かりませんので、誰が来ても健康的に過ごせるというような状況を是非整えていただきたいと思いますので、きちんと検証を行って全ての体育館に県が率先して空調設備を付けられるようお願いをしておきたいと思います。それから、避難所と言いますと、床に寝そべって床の埃^{ほこり}を吸って体が悪くなった、健康だったけど、避難所に行って体が悪くなったというお話もたくさん聞きます。簡易ベッドやプライバシーが守られるような間仕切りなどが、今現在、県立高校が避難所になった場合にそれらをどこかから持ってこれるという体制はあるんでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、避難所における備蓄品についての御質問を頂きました。県立学校におきましては、中核的な避難所と位置付けまして、支援が本格化するまでの間、自立でき、自活できる避難所として機能するよう、非常用電源や生活水、通信手段等を確保するための整備等を順次整備をしております。避難所機能の確保につきまして、大きく三つ区分をしております。一つ目は避難所の安全性の確保ということで、非構造部材の耐震化などに取り組んでいます。二つ目は、ライフラインの確保といたしまして、太陽光発電装置をはじめとして耐震性の貯水槽、ポータブル発電機、LED投光器、衛星携帯電話の整備。三つ目は、避難生活をサポートする資機材等といたしまして備蓄倉庫の整備、それから携帯トイレ、アルミブランケット等の購入などを実施しております。これらの備品等につきましては、災害時に速やかにその機能を発揮できるよう平時より備蓄品の保管状況の確認も兼ねて防災訓練や学校行事などでの普段使いを進めております。今後とも、災害時の児童生徒及び避難者の安全・安心の確保を図るため、県立学校の避難所機能強化充実に取り組んでまいります。

達田委員

今、簡易ベッドとして利用できるものは、何台あるんでしょうか。

藤本施設整備課長

ただいま、簡易ベッドについて御質問を頂きました。少し質問の趣旨と違うかも知れないのですが、先ほど説明したのは、県のほうで備蓄している分でございます。それから市町村が準備する避難者用の備蓄品がございまして、これにつきましては飲料水、アルファ化米などの備蓄食料、また手袋マスクなどの衛生用品、また簡易トイレやブルーシート、毛布などの資機材、これは市町村のほうで避難者を受け入れる学校と協議の上、倉庫や空き教室の一部を利用するなどして、保管をしておるところでございます。

ただいま、お尋ねの段ボールベッドについては、基本的に市町村のほうで、今どのような備蓄状況であるかについては、現在把握しておりません。

達田委員

避難所そのものは、住民の皆さんと密接に結びついている市町村が整備をしていく、それを県として市町村にきちんとしてくださいよと言うのであれば、県が率先してこういうふうな避難所が望ましいというのを作っていくべきだと思うのです。ですから、先に市町村の公民館へ入ってくださいとか、小学校の体育館に入ってくださいとか、そうではなくて、県の避難所として立派なのがあるのでこちらに来てくださいますよと言えるような状況に是非していただきたいと思います。それでこそ、市町村に対してもきちんとして避難所を整えてくださいということが言えるのではないかと思います。県立高校の体育館というのは非常に立派な建物が多いので、大人数を収容もできますし、簡易ベッドや間仕切りがきちんとしてあれば個人のプライバシーも守られるような空間が作れると思うのです。ですから、率先して県立高校を是非ともこういう避難所に使いましょと呼び掛けていくような方向でやっていただきたいと思います。これまでずっと防災委員会でお尋ねしてきましたけれども、市町村が一番手ということで、県は見てるだけという姿勢が感じられてなりませんので、是非そこを県が率先してやるという方向にもっと考えを変えていただきたいなと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

それで、最後にお聞きするのですが、防災で地域づくりということで、徳島県も出しているものがありますが、地震津波があった時に海岸の堤防が大丈夫かというようなことを以前調査もされてきたと思うのです。しかし、10メートルも来るような津波に対応するような施設といっても、なかなかできるものではないと思うのです。この計画なんですけど、徳島県における津波防災地域づくりについて書かれているのを見ますと、避難時間を確保するための堤防の高さを整備していく必要があるということで書かれているんですけども、例えば、宍喰では避難時間を確保するための高さが5.7メートルぐらい必要ということですが、現況の堤防では1.4メートルから一番高いところで8.5メートルとあり、間に合っている所もあるし、全然間に合っていない所もあるということなんです。今現況の堤防の高さが避難時間を確保するための高さに足りない所というのは、どれだけあって、そして今後どういうふうに整備をしていくのかお尋ねをいたします。

赤堀河川整備課長

避難時間を確保するための高さが不足している海岸の延長、また、今後の取組ということで御質問を頂きました。徳島県における海岸の総延長は、392キロメートル、約400キロメートルでございます。その内、海岸保全区域に指定している延長が約160キロメートルでございます。その内の避難時間の確保に必要な高さを有している海岸は、平成30年度末現在でございますけれども、約127キロメートル、約8割の延長において避難時間の確保を有しているといった状況でございます。次に、今後どのように進めていくのかといった御質問でございますけれども、本県では、平成25年3月に海岸保全施設の整備を行う根拠となる設計津波の水位、いわゆるL1津波水位を南海トラフ巨大地震の影響を受ける地域で初めて公表をしております。なお、L1津波に対する整備には費用と時間を要することから、まずは住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先にしました避難時間を確保するための津波高さで堤防整備する段階的な施設整備を行うことといたしまして、鋭意対策を進めているところでございます。徳島県の海岸保全基本計画では、県内136海岸のうち避難

時間を確保するために施設整備が必要な39海岸につきまして、今後20年から30年の間に事業着手することを位置付けておりまして、津波対策につきましては平成30年度末までに16海岸で海岸堤防のかさ上げや液状化対策を実施しまして、そのうち3海岸で対策を完了しているところでございます。

達田委員

8割が高さを確保しており、あとの2割については、延長で言いますと何メートルになるのでしょうか。

赤堀河川整備課長

約33キロメートルです。

達田委員

それが、あと20年から30年の間に着手をするというようなことなんですけれども、計画どおりにできるというのは、結局いつ頃になるのでしょうか。

赤堀河川整備課長

今後20年から30年の間に着手するといったことについてですけれども、事業着手につきましては予算確保が必要になりますので、国へ重点整備の政策提言を行うなど、着実に津波対策を進めていきたいと考えております。

達田委員

何年度に仕上げてしまうという目標というのはどうなんですか。私たちが分かるんですか。決めておられるんですか。

赤堀河川整備課長

今の計画といいますのは、施設整備が必要な39海岸につきまして、今後20年から30年間に事業着手するということを位置付けておりますので、その事業着手を目指しております。

達田委員

20年から30年、長い所で着手するまでに30年待たないといけないような所もあるわけですね。徳島県南というのは非常に高い津波が来るということで、住民の皆さんが協力して避難の訓練をされたり、いろんな努力をされていると思います。住民の皆さんの努力が報われるような施設整備をどんどんと急ぐべきだと思うのです。予算の関係とかいろいろありますけれども、命を守るということが一番大事なことだと思いますので、県立高校の体育館にしても、また堤防にしても、そこに重点的に予算を付けていただいて、早くそれが実現できるようにお願いをして終わります。

南委員

最近引きこもりの方の事件が起こって、非常に注目が集まっている中で、全国的にどう

しても個人情報保護等もあり、実際に何人ぐらいが引きこもっているのかというのが分からない。推計では100万人以上いるだろうという中で、100万人という数を聞くと徳島県には一体幾らぐらいいるのかなと気になるところです。当然南海トラフの地震の時にはそういう方たちに対して何らかの支援も必要だと感じるわけです。先日、保健福祉政策課に問い合わせたところ、現在人数に対しては調査中ということを知ったんですが、それでいいでしょうか。

頭師保健福祉政策課長

ただいま、南委員より、引きこもりの県内の人数についての調査について御質問があったところでございます。内閣府が平成28年9月に公表した全国推計が54.1万人、平成31年3月に公表した数字では、これは40歳から64歳までで61.3万人とされておりますが、現在のところ県内でその正確な数字というのは分からない状況でございます。それで今、県内の民生委員さん、児童委員さん2,000人ほどいらっしゃるんですけども、その方々を通じまして、その引きこもりの方々の状況把握の調査をお願いしているところでございます。

南委員

今まで39歳までいろんな支援があつたりして、ある程度実数が掴めていたりしたのが実態は中高年のほうが多いという中で、本当に人数が分からない。また、引きこもりの程度もどれぐらい重度であるか、全然人と会えないのか、知った人とは会って外に出られるのかという部分を含めて。でも、現実には生活しているということは誰かが支援している、食事とかを用意しているから現在生活されているんだろうと想像でき、その人が健康だったら連れて逃げることもできるでしょうが、もう年を取って免許を返納しているとなると、その家族の方あたりはそこにいるのは分かっているけど、そこに要支援者である引きこもりの方がいるかどうかというのは結構分からない部分が多いんだろうなと思うわけです。そういう方も避難の支援をしていくべきであろうし、そういう方だったら避難所でもちょっと特別扱いしないと余計に精神的にダメージがあるかも知れないという部分の中で、今後どういうことを考えていけるのか。まだまだこれまであまり議論してこなかった部分ではあるのですが、今ちょっと思いつくようなことでも結構ですので答弁をいただけますか。

頭師保健福祉政策課長

引きこもりの方の災害時の対応について御質問を頂いております。まず、引きこもりの方の避難の行動の問題でございますが、自宅に引きこもっておられる子どもにしても大人にしても、発災時に仮に身体の方には支障がなくてもコミュニケーションが取りにくいことなどによりましては、迅速な避難が困難な場合が起こることも考えられるところでございます。委員がお話しのとおり、こうした引きこもりの方で、避難行動の際に支援が必要だと把握している場合につきましては、家族若しくは近隣住民を通じまして発災時の情報伝達であるとか、避難を促す取組について適切な対応が行われるのではないかと考えております。なお、先ほど申し上げましたように、現在県内にどの程度引きこもりの方がおられまして、どのような状況であるのか、この調査をしているところであります。この調査結果も活用しまして市町村と連携して個別の避難行動において支援が必要

な方の確実な把握と、個々の実状に応じた支援につなげてまいりたいと考えてます。

続きまして、避難所における引きこもりの方々に対する対策でございますが、避難所では多数の人の中で生活をするという非日常的な環境の中で、ほかの方とのコミュニケーションの問題だけでなく、場合によってはその精神的な混乱に陥るといったことも考えられるところがございます。こうした特別な配慮が必要な要配慮者に引きこもりの方も当たらないかというふうに考えているところがございます。避難所運営につきましては、基本的に市町村が行うということにはなるのですが、県におきましては、市町村における避難所運営のマニュアルの指針となる徳島県避難所運営マニュアル作成指針というのを作成しております。この中に要配慮者に対応する専用の居室として福祉避難室を設けることを推奨しております。また、避難所運営における要配慮者への具体的な配慮についてこのマニュアルの中で示しているところではあります。また、保健師等の専門職が行う避難所における健康管理につきましても、災害時の保健衛生活動マニュアルを作成しております。災害時の心の健康対策といたしまして、基本的な対応方針であるとか、県保健所それから市町村の保健衛生部門、また、医療機関等の緊密な連携についても示しております。引きこもりの方々に対しても、これらに応じて対応がなされていくものと考えております。

南委員

今の段階ではそういう形だろうなと思います。マニュアルというのは、あまり好きではないですけど、そういう引きこもりの方への支援の仕方というのを市町村とも協議したり情報共有して、そういう方たちがきちんと避難して病状に合わせた対応がしてもらえるように市町村との協議を重ねていただきたいと思います。

仁木委員

この半割れケース、一部割れケース、ゆっくりすべりケースというのはどのような状態なのか教えていただければと思います。

菊池とくしまゼロ作戦課長

委員から半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり、それぞれの説明をということでございますが、これは平常時と比べて、大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まったと評価される場合ということで、三つのケースが提示されております。半割れというのは、例えば南海トラフの東側の領域でマグニチュード8クラスのかかなり大規模な地震が発生したような場合、これが半割れというケースです。西側では、まだ地震が起きていない、起きてもそんなに大きくないような場合が半割れケースです。一部割れというのは、先ほどの半割れと比べまして南海トラフ沿いの先ほどの大規模地震に比べて少し小さめのマグニチュード7クラスの地震が発生したようなものを一部割れと言います。ゆっくりすべりというのは、プレートが大陸プレートと海洋プレートとありまして、中に入っていくような所でプレート境界面での滑りがあって、最終的にはそれが力を持って跳ねて地震になる、そのような現象のことをゆっくりすべりと言います。

仁木委員

分かりました。ゆっくりすべりというのはそのうち大きい地震が来る可能性があるというような余韻を残しているような状況だということでは理解はできました。

先ほど、議論の中でもありましたが、避難所の運営というのは市町村が基本的なものであるというところで認識をしておりますけれども、達田委員のほうからもありましたように、例えば、高校の避難所の運営というのは、どのような形になってるのか。簡単に教えていただければ、有り難いと思います。

林体育学校安全課長

ただいまの質問で、学校における避難所運営についてでございます。東日本大震災におきまして、1週間で発災して620校の学校が避難所として、開設されたという経緯もございます。そこで、災害時に学校が避難所として利用されることを想定して、準備を進めることは大切だと認識しております。先ほど議論になっております避難所運営は、本来、市町村が運営されるということではございますが、災害時に学校が避難所となる場合、初動体制が重要であることから、教職員が応急な運営支援を行う必要があると考えております。そうしたことで県教育委員会といたしましては、避難所指定のいかんを問わず災害時には、学校に避難者が来校する事態を想定し、学校防災マニュアルにおいて避難所運営支援についての手引きを作成し、避難所運営ができるような体制をとるよう指導しているところでございます。

仁木委員

非常に大事だと思います。今、御答弁いただいたように、市町村が運営するのは前提だとは思いますが。地震の時と一般的な大雨とか、そういった時にも避難所というのは必要だと思うんですけれども、県立高校は大雨についての避難所の実施をされているのかどうか。避難所として運用したケースが近年あったのかということをお教え願えればと思います。

林体育学校安全課長

まず緊急の大雨等につきましては、生徒がいる場合におきましては、当然、そこで避難体制をとったり、対応したりしているところでございますが、地域から一般の方々が来てそこが避難所になったという実態については、現在私のほうでは全てを把握はしておりませんが、無いというふうに認識しているところでございます。

仁木委員

そう思うんです。そこが議論の一番大事なところでありまして、指定されてないということは、市町村は運営に入っていないはずなんですね。連携を今まで取ったことがないということだと思います。実際、避難所を開いて市町村が運営に入っていないということだと思うんですけれども、この点そういったことでよろしいですか。

林体育学校安全課長

避難所になるかどうかは、市のほうとの約束というか、実際に市との話の中で県立学校

において避難所指定としている学校も多々ございます。そうした場合に、一般の方々が来た場合に、それを受け入れるという体制整備はしております。実際にそれが稼動したかということについては、私のほうでは把握してないというところでございます。

仁木委員

今までの議論でいえば市町村が運営するというようなことでの前提の話であったわけなんですけども、いざ県立高校の避難所を運営するということになった場合に、今までに市町村と連携してやった実績がないんですよねということの確認なんです。

林体育学校安全課長

例えば、県南の海部高校等におきましては、実際、台風の際に町の職員がまいりまして、連携しながら運営しているということでございます。

仁木委員

海部はということですね。そういう連携をとるということが実際的に大雨の時であれば市町村と連携を一番取れるのは、市立の中学校だと思えるんですけども、ここはやはり、市の教育委員会を通じて連携を取れているはずだと思うんです。ただ、県立高校というのはそういった連携というのは、一部に限られていると思うんですけども、その辺の認識はどうですか。

林体育学校安全課長

市町村と連携をしている県立学校におきましては、当然その体制が整っております。例えば、教職員におきましても、その対応ができるような姿勢でおります。ただ、運営は、基本的に市町村の職員でございますので、そのつなぎといいますか、実際に本格的な避難所になるまでの運営をサポートするような役割をするということで、県下一斉にそういう指導をしているところでございます。

仁木委員

ですから、県立高校が避難所になった時もサポートや後方支援するような仕組み、つなぎをするというような認識でよろしいんですかということをお聞きしたいんですけども。

美馬教育長

まず、大雨の時もそうなんですが、災害時に、県立高校はどういう位置付けで避難所となっているのかということだと思います。もちろん先ほどから申し上げましたように、市町村が主体となって避難所を運営をするわけですけども、主にまずは小中学校若しくは公民館等へ行くというような所が多くございます。というのも、市の職員もあっちこちにバラバラに行くというのは非常に対応が難しいということもあるというふうには聞いております。県立高校は、非常に大きな施設もございますので、二次避難所として使う場合が多い。できるだけ最初に市町村の施設を使うという場合が多く、それで対応できないよ

うな時に県立の施設を使うという場合が多いというふうに思います。ただ、これも地域によっても違います。先ほどもありましたけれども、要請があつて、例えば、近年、小松島高校もそういった形で避難所として開設をする準備をしたということも聞いたことがございます。そこらにつきましては、今後とも市町村と連携を深めながら、その災害の大きさにもよると思いますので、スムーズに県立学校も使っていただけるような体制はしっかりと取ってまいりたいというふうに考えております。

仁木委員

私がこの議論の中で申し上げたいのは、中学校とか小学校、公民館というのは、市町村が運営すると分かるんです。それが大前提ですけれども、それは過去からも大雨の時に実績がありますから。県立高校は、あまり実績がないわけですよ。市町村との連携を取ったという実績が少ないわけです。いざ大地震発災時に、市町村が入ってきて運営をするということが、行ったことない中でマニュアルだけでできますかという話になってくるんです。ですから、市町村が避難所の運営ありきの議論ではなくて、私は、県立高校においては県が主体的に避難所を運営すべきでないかという意見なんです。その点そうではないと言うのであれば、市町村と連携を深めるとはこういった連携を深めるのかも含めて、どうお考えになられているかお教え願いたいと思います。

林体育学校安全課長

今の一つの例でございますけども、鳴門渦潮高校が県の施設でございますが、その中に市の地域の人々、自主防災組織がございます。そうした中で一緒にその施設を使って実際にどのような避難訓練ができるか。そういった形で連携を今後とも深めながらお互いが、何が必要であるか。何が足りないか等をしっかり認識する必要があると思っております。

西沢委員長

小休します。(11時36分)

西沢委員長

再開します。(11時38分)

林体育学校安全課長

県立高校と市町村の連携についてでございますけども、市町村によってその状況も置かれている状況も違ってまいりますので、その地域に応じて学校と市町村とが連携を取りながら、何が一番良いのかということを実際にやってみて、その積み重ねによって構築していくべきだと思っております。

仁木委員

要望としては、県立高校と連携が取れてない市町村がありますね、そういった所をまずは把握してください。いつ地震が起こるか分からないという状況であれば、もしそういう把握をしてたら、そこはもう教員で対応しなければならないかもしれない。こういうケー

スも発生してくるかもしれません。ですから、その市町村との連携が過去に取ったことがないとか、地域によって違うのであれば、そういった所で連携が取れてない所を、まずは把握をしていただければ、今後の避難所の運営もスムーズにいくのではないかと思いますので、その点要望というか、意見を申し上げておきたいと思います。

そして次なんですけれども、事前委員会でも議論をさせていただいて、確認で御答弁いただきたい。人工呼吸器の自家発電機の関係ですけれども、委員会が終わった後に、この部分については十分な予算で足りているというような御報告を受けましたけれども、せっかくの機会なんで議事録に残していただければと思いますので、お願いできればと思います。

梅田感染症・疾病対策室長

ただいま、仁木委員から事前委員会で御議論いただきました、在宅の人工呼吸器を使用している患者様の自家発電機のことについてということで御質問を頂いております。

この事業につきましては、難病や小児慢性特定疾病によりまして、自宅で人工呼吸器を使用している患者様に対しまして、災害時に電源確保であったりとか、避難する上で非常に不安を抱えていることを解消するために、非常用自家発電機を無償で貸出しできる制度のことで、6月補正予算で事業費を計上させていただいております。事前委員会でお話しさせていただきましたけれども、現在当方で把握している在宅の人工呼吸器を装着してる患者様におきましては、平成31年3月現在ですけれども、指定難病と小児慢性特定疾病患者様を含めると28名でございます。現在御自宅のほうで28名いらっしゃいまして、実際に自家発電機を保有されている方は25名でございます。この度、この事業の制度設計をする時に、各保健所が在宅で人工呼吸器を装着している難病患者さんとか、小児慢性特定疾病の方につきましては十分把握しておりますので、今後こういう事業があったらどれくらいの方が必要かというのを確認いたしましたら、現在、在宅で人工呼吸器を使用されている患者様の3名が活用したいと、あと現在、入院中の1名の方につきましては、そういう事業があったら是非とも導入して在宅に向かいたい。そういうことで、この事業予算を計上させていただきました。現在、当方で把握してるのは4台。それと余裕を見まして、今回6台で自家発電機を貸出しするように考えております。

仁木委員

台数につきましては、十分賄い切れてるということで安心をしております。これも今後の課題だと思うんですけれども、避難のマニュアルに何時間後に避難、これは72時間だったかなと思うんですけれども。ここで聞きしたいのは、今現在整備されようとしている自家発電機、これが何時間持つかというのを、タンクの容量などがあると思うので、連続稼働時間をお願いします。

梅田感染症・疾病対策室長

ただ今、自家発電機がどれくらい持つのかということで御質問を頂きました。一応、当方が把握してるものですが、まず自家発電機については、ガソリンで動かしますけど、それにつきましては3.6リットルで7.5時間ということになっております。三日間でし

たら、ガソリンが34.5リットルですので、携行缶一つ20リットルとしましたら2缶ごさいまいしたら72時間と考えております。しかしながら、人工呼吸器につきましては、内部バッテリーもごさいますし、あと自宅で人工呼吸器を使用されている患者さんにつきましては、外部バッテリーも用意してごさいますので、実際に内部バッテリーにつきましては機種によっていろいろあるんですけども、大体4時間から8時間、外部バッテリーにつきましては概ね10時間程度というふうに考えております。停電の際には、内部バッテリーと外部バッテリー、それと自家発電機を活用しながら、もし移動できない場合には、その三日間は御自宅で待機していただくというふうに考えております。

仁木委員

この自家発電機の貸与から先は自助の部分になってくると思いますので、何時間というのは使ったことがある人しか分からないと思うんですね。私も、地元の防災倉庫にある分を点検で立ち会ったことありますけれども、何時間持つかということは、使ったことがある人でないと分からないですから、この連続稼働が満タンでどれぐらいという指標と、72時間だったらこれだけ予備の缶がいるんですよということも併せて、貸与される方には御案内をいただけますようお願いをしておきたいと思います。

最後になりますけれども、地籍調査についてであります。私は、ずっと地籍調査のことについて、いろいろな機会で申し上げているのですが、実は阿南市の地籍調査の進捗状況というのは、止まっているような状況であります。ただ過去には、一番最初に地籍調査を実施していたというような経緯がありまして、その時に十分な地籍調査が完了できてなかったということで、今休止状態というような格好になっているんですけども、状況を把握されているのであれば、お聞きしたいと思います。

板東農山漁村振興課長

仁木委員から阿南市の実施状況ということで御質問を頂きました。阿南市は、見能林や桑野町といった現在では阿南市となっている地域におきまして、昭和28年に本県で最も早く地籍調査に着手したところでございます。昭和42年度から休止している状況でございます。現在の進捗率につきましては、調査対象面積269平方キロメートルに対して、54平方キロメートルが実施済みとなっております。率にして20.1パーセントとなっております。未調査の地域が8割になっておるところでございます。また、津波浸水被害や地滑りなどの山地災害、いわゆる防災減災対策関連エリアでの進捗率につきましては、41.9パーセントとなっております。また、休止に至った理由というところでございますが、過去に阿南市に聞き取った際の記録によりますと、国土調査法が施行されて間もない昭和28年に開始しており、当時は測量技術者や機材が不足する中で進めたものの、公図と現実の齟齬が大きいなどで調査が困難になり、先ほど委員からもお話がありましたように、成果の認証や法務局への送り込みができない成果が多発したと、また、どうにか送り込んだ成果についても苦情や異議の申出が頻発して、調査が困難になったというふうに聞いておるところでございます。

仁木委員

今答弁いただいたような内容で、私も認識しております。過去、私も市議会議員の時代にずっと議論を重ねて、市とも再開をするようにということで議論を重ねてまいったのですけれども、最終的には予算面の問題がありました。予算面の問題ですが、国土調査法に基づく地籍調査の交付金の部分でいいますと、国が50パーセントで、県が25パーセントで、基本的には市町村も25パーセントとなっていて、特別交付税の措置を受ければ、その20パーセント部分が国から支援を受けられるということです。実質、市町村は5パーセントでできますというのがこの仕組みなんですけれども、過去に地籍調査をしている所については、この特別交付税の20パーセント部分が受けられないから、市町村で過去にした所を実施再開するのであれば、25パーセント分の全部を市町村が負担しなければならないというような形になっていました。議論を重ねる中でそういったところがネックになってくるというようなことが分かってきたわけでありまして、この5パーセントの負担ではなくて、25パーセントの負担というのが、市町村の予算ではなかなか難しいというところで議論が終わりかけていたのですけれども、その後、国のほうにも市が掛け合いに行きまして、最終的に出ている結論は、一度地籍調査を行った所についても、特別交付税措置を受けるためには、県が全国の都道府県の地籍調査の平均の進捗率に追いつかなければ、もう一度行った所の特別交付税措置を受けられないというような議論に最終的になったわけです。そこで阿南市のほうでは議論がストップになってしまったんですけれども、ここで申し上げたいのは、前も勉強会の時に発言させていただきましたが、県のマスタープランというのですかね。勉強会に出してきていただいた資料にあったのが、この4年間の県の地籍調査の進捗率の目標が42パーセントから44パーセントだったかなと思うんです。これは国の平均より低いんです。実質的にできるというような目標値を取らなければいけない。それも分かるんですけれども、やはり、都道府県全体の進捗率の平均までもっていかなければ、再調査に踏み切りにくいというような自治体もあるというようなことでありますので、この点、何らかの方策というか、例えばですけれども、県がこういう状況を把握されて国と何らかの交渉を行っていただくとか、若しくは、何らかの違うような方策がないかということで、答弁を頂ければと思うんです。

板東農山漁村振興課長

まず、委員から再調査に係る事業費につきまして、特別交付税の話がございました。これは、市町村の負担する25パーセントの80パーセントが交付税措置されるということから、実質5パーセントになるというお話だと思います。この制度について一度説明しておきたいと思います。国費を投入しまして、地籍調査を行った地域において、再度調査に係る経費を国が負担する要件として、国土交通省のほうより、地籍調査の効率的な推進という観点からその取扱いについて通達が出ております。具体的には、過去に調査を行った時点、これより都市化や人口集中が進むなどして調査に要求される測量の精度、それから地積測量図の縮尺が変更されてしまった区域、この区域において先ほど委員からも、お話があったように県の進捗率が全国平均を上回っているか、若しくは国から県に割り当てられる予算が当初内示額から再調査に係る額を差し引いた額が、前年度の当初予算額を下回らない範囲、この範囲で実施が認められているところがございます。要するに前年度に比べて増えた分しか再調査には充てられないということになります。この再調査について国の負担

の要件に該当しまして、国に認められれば国費負担とともに、特別交付税の措置の対象にもなることから、市町村の負担については5パーセントになるというところがございます。さらに、休止市町の再開への取組でございます。現在、県内3市町において地籍調査が休止中でありまして、休止市町における地籍調査の再開については、県としても重要だというふうに考えております。このための再開に向けて、まずは地籍調査の理解を深めてもらい、制度に関する情報を提供する研修会への参加を呼び掛けると、今年度は8月上旬に休止市町の担当課長に出席いただきまして、研修会を開催するとともに、調査再開上の課題や再開に向けた醸成についてのヒアリングや意見交換を予定しております。また、休止市町と実施している市町村との意見交換を図るなど、それから土地家屋調査士会や法務局の関係者らとの意見交換を設定するなど、再開に向けたケアの体制について充実を図っていきたいというふうに考えているところがございます。更には、ほ場整備事業や公共事業の実施箇所、既に境界の確定している所の隣接する区域から進めていけば、地籍調査の課題が少ないと判断されるというところから、こういう所から調査再開を促すなど、課題解決に向けた支援、援助を行っていきたいというふうに考えているところがございます。

仁木委員

是非とも課長さんおっしゃったように、休止市町に、県が平均値を上回らなかったとしてもできるというようなやり方もあるんだよということも含めて御指導いただきまして一日も早く、この地籍調査の再開に向けて県も御尽力いただければと思います。やはり、市町村の担当者レベルの情報のツールだけでは成功できないと思うんです。ですからここはやはり、県のほうが旗を振っていただいて、是非とも前に進めていっていただきたいと思っております。うまくいけば、この設定されている目標値のプラス5パーセントはすぐにできるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

西沢委員長

非常に気になるんです。半割れと言ってますけれども、南海トラフの地震は、どちらから始まるかというのは皆さん御存じのとおり同時には別として、東海から始まるというのは、東海、東南海、南海の順で始まるというのが多いというのは分かっていますが、100パーセントではないです。過去の分かっている例の中でも逆のほうから始まったこともあるそうです。それで今現在は、先ほどの話のスロースリップ、部分的なスロースリップが宮崎沖とかその辺りで非常に活発に水面下で動いている。ひっついていてる所が潜り込んで、ひっついていてる所が硬い所はバシッといきますけど、ゆるい所はズルズルといく。それがスロースリップ、ゆるゆる地震とか言いますけれども。そこらあたりがどうも宮崎のほうからずっと来て、静岡までかなり小さいスロースリップが多くなってきている。要するに、そういう形の中で宮崎辺りがひょっとしたら早いかもしれない、また高知辺りが早いかもしれないというようなことも言われてます。だから、半割れが確実に東海のほうから始まると、また東南海から始まるというように解釈されては困ると、それは少し気になります。どうも半割れは向こうのほうからというのをかなり言い過ぎているのかなと。今の現状からすれば、逆の場合もあり得るような状態になってきますので、そこらあたりが気になる場所でありました。

それから、先ほどの呼吸器の障がいのある方で、酸素を吸ってる方ですね。そういう方についてもっと精密に調査しなければいけない。その方々が避難所に逃げた時は、風邪なんかうつると肺が大変ですから、もうそれで命に関わると。そういう方はやはり、皆と一緒にではなくて別の枠にするというようなことも必要なのではないかというふうに思います。これはまたそういうことも踏まえて検討してほしいと思います。

もう一つ。先ほど少し言いました非常電源の燃料の在り方です。例えば、携帯なんかでも山の上に大体がアンテナがあります。この山の上に上がるまでの道路というのが、私が知ってる限りあまりいい道路ではない所が多いような気がします。要するに地震があったら道路が壊れて行くに行けない。アンテナの予備電源で強烈な電波を出したりするのに、かなりのバッテリーの量がいるのではないかなと思うんですけども、補充ができるのかといったら難しいのではないかなと思います。だから携帯が何日間持つのか、いろいろ携帯の状態を見たりするのがありますけれども、携帯そのものがどのくらい持つのかというのが、よく分からない。

それからまた、いろんな施設、病院とか警察に非常電源がありますけども、これもあまり長く持ちませんよね。二日前後ぐらいかな。その燃料の補充が問題になってきます。燃料の補充というのはいくような段取りになってますか。これが気になってます。

坂東危機管理部次長

予備電源、電力確保のための燃料の補充体制についての御質問ということでお答えいたします。電力につきましては、例えば、災害拠点病院等につきましては72時間、また一般の我々の庁舎、そして無線の中継局については、一般的に72時間以上の電力を確保するための燃料機を確保しております。それ以上の長期停電になった場合につきましては、石油連盟というのがございまして、そこ大規模施設における燃料給油口の形状等の情報交換ということを東日本大震災の後に行っております。これは東日本大震災の際に、タンクローリーをいわゆる災害拠点に派遣をした際に、実際に行ってみると給油口の形状が違ったので上手く給油ができなかったという事例がありまして、その後そういう体制が作られております。県内においても、詳細の数については他部局が所管しておりますので把握しておりませんが、そうした燃料給油口の形状の情報共有を行っております。連盟のタンクローリー等を使って一定の供給がされるというふうに考えております。

西沢委員長

携帯のほうなんかは、大きな災害が起きたら皆さんが一斉に電話をしてパニックになりますよね。これはやはり、メインのホットラインは別にして全部止めてしまうんですか。

坂東危機管理部次長

携帯電話の中継については、それぞれ地域によっても違いますけれども、6時間から24時間の予備電源を付けております。例えば、地震が来た場合にすぐに停止するのではなくて、東日本大震災の例でいいますと、24時間後ぐらいが一番電波が届かない地域が増えたというように聞いております。皆が一斉に掛けた場合の電力消費については、どちらかというと中継局の問題ではなくて交換機、いわゆるサーバー側の問題になります。東日本大

震災の場合は、大体通常使っている容量の50倍ほどの通信が入ってきたということで、携帯電話の場合、輻輳^{ふくそう}を避けるために最大95パーセントほど交換機に入ってくる電話の通信量をカットしています。東日本大震災以降、いわゆる電話機以外にもSNSを使った、例えば、スカイプとかいろいろなものがありますけれど、インターネットを使ったいわゆる電話に近い形の音声通信もかなり開発をされておりますので、その点是一部改善されていると思います。その中で通信回線につきましては、自治体などは優先回線も確保しておりますので、防災行政無線、衛星携帯電話それから衛星の中継局を使って通信に関して一定の確保をしております。

西沢委員長

携帯電話の会社に聞きますと、アンテナ車みたいなものを現地に持って行って、山の上が駄目な場合はそこでやると。でも原理的に巨大災害の時には交通網がどうなるか分からない。そういう中で他からタンクローリーを持ってくるとか、そういうアンテナ車を持ってくるとか、移動ができるかどうか非常に問題になってくると思うんです。だから、一番は地域で何か確保する策が別に必要なんじゃないかなと。もう一つは、72時間、三日間以上の燃料確保や電力確保を頑張らないといけない。当然ながら巨大災害の後はそのものではないと思います。前から言ってるように太陽光発電というのは非常に事業難があり、家庭用のだけであればスイッチの切り替えでできるが、なかなか簡単に使えない。地域で燃料を確保するためには、やはり、災害に生き残っていくガソリンスタンドなんかをうまく利用しないとイケないと思うのです。協定を結んでるということを知りますが、例えば、まさかの時に皆が殺到しますよね。燃料入れるのに、「いや。うちは協定結んでるから入れられませんよ。」と言って、協定だけで従業員や社長が止めることができるのか。簡単にはいかないと思います。だからこそ常日頃から、ここはそういう災害拠点に利用するために確保されている所だということを知らしめて、更に警察官^{けんそう}などを派遣して、きちんと守ってもらうというぐらいのことでなかったら、我先にで喧騒状態になるような気がします。そのぐらいのことをやって燃料を確保して、災害拠点に利用するということを考えなければいけないと思います。先ほどの呼吸器の話もそうです。燃料が無かったら、一般家庭のソーラーをもらうとか。なんらかの方策はいろいろあると思うんですけども、燃料確保や電力確保というのをもっと地域ごとでやれる対策が必要んじゃないかなと思います。巨大災害になるほど交通は遮断されますから、その上にヘリコプターも機数の制限で使えませんから、地域で利用できるものは利用するような体制づくりをやってほしいなと思うのですけども、いかがですか。

坂東危機管理部次長

燃料に関して地域分散型の備蓄を進めるべきではないかというお話と考えています。まず、ガソリンスタンドに関しましては、東日本大震災の時に深刻な燃料不足が東北を中心に発生をしましたので、その後、中核SSという制度ができております。中核SSというのはどちらかというと、行政、緊急車両等が使うような、徳島県でも個別に緊急車両用の協定を締結しておりますけれども、全国的な制度としても軽油とガソリンをそれぞれ一定量以上、必ず備蓄をするという制度もできております。さらに、先ほど委員長から御指摘

がありましたように、生活車のための燃料確保も必要でないかということで、中核SSとは別に生活支援のためのSSの整備も、現在制度化されておりました、それについて県内の事業者も手を挙げていると聞いております。

また、在宅酸素などの方々の発電機の電力確保については、ソーラー発電というのものもあるのかもしれませんが、西日本豪雨の事例などでは、自家用車のシガーソケットからインバーターを経由して電力を取り出すという形もかなり使われており、我々も必ずしも自家発電機というものを使わなくてもエンジンが付いている車がありますので、そのシガーソケットから電力を取り出すというような啓発も行っております。いろんな形を使いまして、必ずしも公助だけでなく自助の中でも、車で走る時に燃料タンクは空にしないとか、必ず半分になったらガソリンを入れておくというような啓発も含めて、今後対策を進めていきたいと考えております。

西沢委員長

アピール度はまだまだ薄いですね。ガソリンが半分になったら入れなさいとかいう話は聞くんですけども、あまり強くは言っていない気がします。それから非常時の際に公的に使うスタンドなども常日頃から地域の皆さんに分かってもらうような何か仕掛けが必要ですね。そうしたら最初からそこへは行きません。そうでなければ押し寄せますから、かなり喧騒状態けんそうになって大変になることも考えられますので、常日頃からそういうアピールをする。例えば、色で示すとか。パッと見て分かるような仕掛けが欲しいなと思います。いろんな角度ありますけども、燃料こそが、エネルギーこそが命というようなところがありますので、是非そういうところが強化できるように、一つよろしくお願いします。

他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

なければ、以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第1号の3、ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現することにつきましては、県立高校においては、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、高校再編を進める中で、最優先課題と位置づけ、学校施設の耐震化を進めてきた結果、平成30年度末に阿南光高校新野キャンパスのとくしまイノベーションセンター棟の耐震改修が完了し、統合により閉鎖した本館など残り9棟を除くと、平成31年4月1日現在で、県立高校施設の耐震化率は100パーセントとなりました。また、特別支援学校につきましては、平成27年度末に池田支援学校美馬分校の耐震改修が完了し、全ての学校の耐震化を完了しております。また、公立小中学校の耐震化については、平成30年4月1日現在で、耐震化率は99.4パーセントとなっており、耐震化が完了していない棟は、1,006棟中6棟であり、6棟のうち4棟は今年度完成予定で、残り2棟は改築予定があると聞いております。県としては、残りの工事が円滑に実施され

るよう引き続き市町村に対して、指導、助言等に努めてまいりたいと考えております。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示して、避難、防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて地震津波からの避難経路や避難場所を設定しております。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第1次避難場所、第2次避難場所を設定し、それを踏まえての実戦的な避難訓練等を繰り返し、年度毎に学校防災計画の見直しや改善を重ねております。今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

西沢委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

仁木委員

意見を少し聞いてもいいですか。

西沢委員長

小休します。(12時16分)

西沢委員長

再開します。(12時20分)

西沢委員長

意見が分かれたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第1号の3

西沢委員長

次に、当委員会の県外視察についてであります。9月2日月曜日から9月3日火曜日までの二日間の日程で、防災対策に関する先進的な取組等を調査するため、高知県の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それではさよう決定いたします。

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(12時22分)